

環境フェア2025 フリーマーケット実施要領

(目的)

第1条 この要領は、環境フェア2025においてフリーマーケットを開催することにより、家庭から出る不用品のリユースを推進し、ごみ排出の抑制に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「フリーマーケット」とは、石巻市が主催するものをいう。

2 この要領において「不用品」とは、市民の日常生活において、一度使用され、又は使用されずに不用となった物品のうち、再使用できるものをいう。

(出店資格)

第3条 出店資格は次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 18歳以上の者であること
 - (2) 本要領の趣旨を理解し誠実な出店及び販売を行うこと
 - (3) 業としての販売を行わないこと（仕入を行い、販売する行為など）
 - (4) 本要領に定める事項及び石巻市が定める注意事項を遵守すること
- 2 前項に定める条件に満たないもの及び条件に反する者については、出店を取り消すことができる。

(出店料)

第4条 出店料は、無料とする。

(出店区画)

第5条 出店区画は原則 1.8メートル×1.8メートルとする。ただし、都合により出店区画に変更がある場合は、出店前までに出店者へ通知するものとする。

(出店者の募集)

第6条 出店者の募集は、石巻市ホームページ、市報いしのまき等にて行う。

(出店者の決定)

第7条 出店希望者が募集数を超えるときは、先着順により決定する。

2 石巻市は出店者が決定した場合、すみやかに出店希望者へその結果及び出店の注意事項について通知するものとする。

(出店のキャンセル)

第8条 出店者が既に決定した出店を辞退しようとするときは、前条第2項に定める通知に

記載された期日までに石巻市へ申し出なければならない。

(販売品目)

第9条 販売できるものは家庭から出る不用品とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、不用品であっても、陳列及び販売することはできない。

- (1)飲食物類（酒・タバコを含む）
- (2)動物・植物類（種子を含む）
- (3)薬品・化粧品類（肌に直接触れるもの、石鹼や洗剤等を含む）
- (4)風俗営業法施行令第4条及びその他関係法令が定めるアダルトグッズ
- (5)違法コピー商品（偽ブランド品等）
- (6)危険品（石油、ガス類、モデルガン、ナイフ、包丁等）
- (7)各種権利
- (8)トレーディングカード
- (9)家電製品類等のうち、現地にて動作確認できないもの
- (10)陳列において、転倒などの危険性があると判断できるもの
- (11)会場で他の出店者から購入又は調達したもの
- (12)その他石巻市が不適切だと判断するもの

(販売方法)

第10条 次の各号に掲げる販売方法は禁止する。

- (1)実演販売
- (2)くじ引き等による販売
- (3)その他業としての販売とみなすことができるような行為

(その他)

第11条 会場内における事故や盗難及び不用品に関する苦情については当事者間の責任とし、石巻市は一切の責任を負わない。

2 この要領に定めない事項及び疑義が生じた場合は、出店者と石巻市が協議の上決定する。